

# 春日部市立備後小学校

## いじめの防止等のための基本的な方針

### はじめに

基本方針策定の趣旨	1
-----------	---

### 第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義	2
2 いじめの防止に対する基本的な考え方	2

### 第2 いじめの防止等のために実施する取組

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置	2
2 いじめの防止等に関する取組	3
（1）いじめの未然防止のための取組～いじめを生まない土壌づくり～	3
（2）いじめの早期発見のための取組～小さな変化に対応する敏感な気づき～	6
（3）いじめに対する早期対応～問題を軽視せず迅速かつ組織的な対応～	7

### 第3 重大事態への対応

1 重大事態の定義	9
2 重大事態への対応	9

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	10
-----------------------------	----

## はじめに

### ○ 基本方針策定の趣旨

変化の激しい時代の中、児童に確かな学力を身に付けさせ、自ら学び考える力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」の育成が学校教育の使命である。

本校では、社会の変化に主体的に対応し、心身ともに健やかで、自ら学び自ら考える資質・能力を育成するために、「進んで学ぶ子・思いやりのある子・健康な子」を学校教育目標と定め、目指す児童像を、

- 進んで学ぶ子
  - ・課題をもって学び考える子
  - ・学び方を身に付け学び合う子
  - ・体験を通して学ぶ子
- 思いやりのある子
  - ・思いやりのあるやさしい子
  - ・礼儀正しく、きまりを守る子
  - ・みんなと協力して働く子
- 健康な子
  - ・進んで運動し鍛える子
  - ・めあてをもってやり抜く子
  - ・正しく判断し行動する子

と掲げ、「豊かな心と確かな学力を身に付けた児童の育成」に取り組んでいる。

近年、全国的には、児童へのいじめは深刻が指摘されており、その対応は喫緊の課題となっている。平成25年9月28日施行の「いじめ防止対策推進法」では、「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」(第13条)と、各学校におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとされている。そのような中、いじめ根絶に向けた取組の一層の充実を図ることは、本校の教育の質的向上の上からも重要であると考えます。

そこで、本校のすべての児童が安心して学び、心豊かに育つ環境を作り上げるために、「いじめは絶対にしない、させない、許さない」という信念のもと、学校、家庭、地域、その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対応を図るための基本方針を策定するものである。

なお、この「いじめの防止等のための基本的な方針」は、平成27年6月に制定された「春日部市いじめ防止条例」を受けて、平成26年3月に策定した基本方針の見直しを図ったものである。

## 第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

### 1 いじめの定義

□「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条）

### 2 いじめの防止等のための基本的な考え方

□学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（「いじめ防止対策推進法」第13条）

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、「いじめはどの児童にも、どの学級でも、どの学校でも起こりうる」という基本認識に立ち、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめの問題は学校を含めた社会全体の課題である」という意識のもと、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組むことを基本姿勢とする。

策定にあたっては、法の趣旨を踏まえ、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みやいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。さらに、取組の実効性を高めるため、「いじめ防止等のための基本的な方針」が、実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを盛り込む。

## 第2 いじめの防止等のために実施する取組

### 1 いじめの防止等の対策のための組織の設置

□学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該

学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（「いじめ防止対策推進法」第22条）

いじめ防止等の対策を実効的に行うための組織として「元気アップ推進委員会」を設置する。元気アップ推進委員会は、生徒指導委員会を母体とし、原則として校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談部等で構成するものとする。

また、元気アップ推進委員会は「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく、いじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することで、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

元気アップ推進委員会の具体的な役割等は、次のとおりである。

- ア 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ 情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ 配慮を要する児童等についての現状や指導についての共通理解を図る役割
- オ いじめの疑いに係る情報への対応を組織的に実施する中核としての役割
- カ 月1回を定例会とし、いじめ事案の発生時には緊急開催する。

## 2 いじめの防止等に関する取組

春日部市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめへの迅速な対応等に当たる。

### （1）いじめの未然防止のための取組～いじめを生まない土壌づくり～

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本的な考えとして、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、一人一人が活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自尊感情を高めていくことにより、互いを認め合える人間関係を構築し、温かさのあふれる学校風土をつくる。更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方については細心の注意を払う。教職員は常に、ほほえみのある優しさ温かさを保持するようにする。

## ア 学級経営の充実

児童の学校生活の基盤は所属する学級である。児童一人一人のよさや可能性が認められ、支え合い、励まし合うことのできる支持的風土を醸成することを重視する。児童一人一人の人格を尊重しながら、規範意識をはぐくむなど社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するなど学級経営の充実を図る。

(ア) 児童が安心して学校生活を送れるよう内に開かれた学級経営に配慮する。

- ① 児童の気持ちを共感的に受け止める。
- ② 居場所をつくる。
- ③ 児童一人一人が活躍できる場を設定する。
- ④ グループ活動など、助け合いの場を設定する。
- ⑤ 見守る。(「いつもどこかで先生は見守っている。」)
- ⑥ 規準を示す。(「～してはならない。」ではなく、「～なときには～する。」)

(イ) 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。

- ① 分かる楽しさを実感させる。
- ② 自分のよさや自分との違いのよさに気付く。(「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」)
- ③ 児童のよさを認め、励まし、広げる場を設定する。
- ④ 児童の思いや願いを生かす活動を取り入れる。

(ウ) 児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

(エ) 児童会活動など児童が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

## イ 道徳教育の充実

児童一人一人のよりよく生きようとする願いに即して、人間としての生き方についての自覚を深め、生き方にかかわっている道徳的価値を自覚し、実践できるよう教育活動全体で進める道徳教育を充実する。

(ア) 道徳の時間の充実を通して、児童の自己肯定感を高める。

(イ) すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(ウ) 「彩の国の道徳」、「指導資料集」、「学級づくり羅針盤」を活用し、児童一人一人の自尊感情を高めていく。

(エ) 「春日部の道徳」及び「活用事例集」を活用し、いじめを生まない心の教育を進めていく。

## ウ 体験活動の充実

児童が、他者や社会、本や自然などのかかわりやふれあいを通して、自己と向き合い、生命に対する畏敬の念や感動する心、共に生きる心を発見し、体得するよう体験活動を充実する。

- (ア) 自然体験や福祉体験、読書体験等、発達段階に応じた体験活動を工夫する。
- (イ) 協力や協調することを学ぶ縦割り活動を充実する。
- (ウ) 各ボランティアとの交流や感謝の会を計画的に推進する。

## エ 教職員の意識向上

「いじめの未然防止」として、「何も起こっていないときの指導の大切さ」を教職員で共有する。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返るために、次の点に留意する。

- (ア) 児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインをあらゆる機会を捉えて見逃さない。
- (イ) 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持ってあたる。
- (ウ) いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- (エ) 教師用「いじめに対応できる学級経営チェックシート」（資料1）により、学級経営を定期的に見直すなど、学級経営の充実に資する。
- (オ) 教師がいじめの発生に関わっている場合もあることに十分留意する。
  - ① 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
  - ② 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
  - ③ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

## オ 保護者のネットワークづくり

「いじめの未然防止」には、保護者の協力が不可欠であり、特に、保護者相互の関係がいじめに影響を与える場合も多い。そこで次の点に留意し、好ましい保護者相互の関係づくりを図る。

- (ア) 学級担任等がコーディネイト役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめ等の問題行動等の情報交換や対策について話し合う。
- (イ) P T A活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

## カ インターネットを通じて行われるいじめの防止

児童がインターネット上のいじめに遭遇しないために、情報モラルの徹底を図ることが大切である。そのために、次の点に留意する。

- (ア) 学活等を活用して、ネット問題について児童対象の学習会を毎年度実施する。
- (イ) 「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等の活用を図る。
- (ウ) 児童の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象のインターネットに対する意識等の啓発を図る講演会を実施する。

## キ 春日部市元気アップ推進委員会が取り組む事業への参加

「いじめ・不登校」問題の解消に向けて、春日部市が重点的に取り組む「スーパー元気・さわやかキャンペーン」に対し、積極的に取り組んでいく。

- (ア) 「スーパー元気・さわやかキャンペーン」の期間に、児童の実態に応じた意図的、計画的な全校的な取組を進める。
  - ① いじめに関する資料を用いた道徳授業、学級活動
  - ② いじめ防止に係る標語の作成の取組
  - ③ 児童が主体となって運営する児童集会
- (イ) スーパー元気・さわやか集会への積極的に参加する。
  - ① 作文発表、学校の自慢発表など
  - ② ふれあい交流ゲーム、保護者、地域住民、中学生との意見交換
- (ウ) スーパー元気・さわやか集会の報告会を行い、学校全体で共有する。

## (2) いじめ早期発見のための取組～小さな変化に対する敏感な気づき～

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくいことが多い。このことを教職員は認識し、些細なことであっても、いじめではないかとの疑いをもって対応する。早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するために、次の点に留意し、いじめの早期発見に努める。

## ア 児童に対するいじめの調査等

- (ア) 毎学期1回、児童対象のいじめ調査を実施し、いじめの早期発見に努める。
- (イ) 調査の結果等を踏まえ、児童への声かけや具体的な取組を進める。
- (ウ) 教職員による「いじめ早期発見・早期対応のチェックポイント」を毎月実施し、「元気アップ推進委員会」に報告する。該当する項目が複数あるときには、元気

アップ推進委員会で協議する。

#### イ 保護者からの情報収集

- (ア) 児童の変化について、保護者から情報が得られるよう信頼関係に基づいた開かれた学級・学年・学校づくりを基本とする。
- (イ) 「連絡帳」などから交友関係や相談事の把握に努める。
- (ウ) 必要に応じ、保護者対象のアンケート調査を実施し、実態の把握に努める。

#### ウ 保護者や地域、関係機関との連携

- (ア) 保護者からの相談には、家庭訪問や面談の実施等、迅速かつ誠実に対応する。
- (イ) 必要に応じて、市民生活相談課、子育て支援課、教育相談センター、関係小・中学校等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

#### エ 「New I's」の活用

- (ア) 「いじめ発見のチェックポイント」、「いじめの見極めと状況別対応」等を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立や見直しの参考とする。
- (イ) 「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

### (3) いじめに対する早期対応～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

いじめの発見や通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることがないように、速やかに組織的に対応する。特に、いじめられている児童を守り通すとともに、いじめている児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

#### ア いじめている児童への指導

- (ア) いじめている児童への説諭
  - いじめの内容や関係する児童を把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。
- (イ) 再発を防止するために、児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。



(ウ) いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

## イ いじめられている児童への支援

(ア) 共感的態度で話を聴く。

「いじめられる側にも問題がある」という考え方のないように留意する。さらに、本人のプライドを傷つけないように注意する。

(イ) 安心して教育が受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

## ウ 周りではやし立てる児童への対応

(ア) はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

(イ) いじめられている児童の気持ちを考えさせ、いじている側と同様の立場であると気づかせる。

## エ 見て見ぬふりをする児童への対応

(ア) 傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気づかせる。

(イ) いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気をもたせる。

## オ 学級への対応

(ア) いじめの早期対応、早期解消に努める。

(イ) 特に次の点について留意こととする。

- ① 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ② 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ③ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ④ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ⑤ 道徳教育の充実を図る。また、特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ⑥ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

## カ 他校の児童が関わるいじめに関する対応

いじめに係る相談等において他校の児童が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への連絡、その他の適切な措置をとる。

## キ 春日部市教育委員会への報告

(ア) 法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を春日部市教育委員会へ速やかに報告する。

- (イ) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

### 第3 重大事態への対処

#### 1 重大事態の定義

□学校の設置者又はその設置する学校による対処

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合を含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。 （「いじめ防止対策推進法」第28条）

#### 2 重大事態への対処

- (1) 「重大事態」の意味及びその対処を全関係者が理解しておくものとする。
- (2) いじめられて重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たるものとする。
- (3) 重大事態が発生した場合、本校は春日部市教育委員会へ事態発生について報告し、教育委員会の指導を仰ぎながら事態へ対応していくものとする。
- (4) 学校は、元気アップ推進委員会により当該重大事態に関する調査を行うものとする。

る。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)

- (5) (4) の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査とする。そのため、いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がないようにする。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施するものとする。
- (6) (4) の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめられている児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者に、あらかじめ説明しておくものとする。
- (7) (4) の調査を行った推進委員会は、明らかになった事実関係をいじめられている児童及びその保護者に適切に提供するものとする。
- (8) その他留意事項
- ア 情報発信及び報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。
- イ 「New I's」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。特に、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道機関への対応に特別の注意が必要である。
- ウ 関係のあった児童が深く傷つき、他の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

#### 第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

元気アップ推進委員会において毎年度、「いじめ防止等のための基本的な方針」にある各施策の効果を検証し、見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。